

平成31年4月1日

社会福祉法人みどりの町一般事業主行動計画

社会福祉法人みどりの町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て期の職員が仕事と子育てを両立させることが出来るよう職場環境を整備し、子育て期の職員の雇用の安定とその職務能力の発揮を目的に以下のような行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成31年4月1日から 平成33年3月31日

2. 行動計画の内容

目標1 仕事と子育ての両立を支援するため職場環境を整備します

対 策 ① 小学校就学前のこどもを育てる職員に対する次のような措置
(1)職員が子の看護（病気・ケガ等）するため休暇制度の周知と活用

(2)時間外労働の制限、深夜業の制限の制度の周知

② 3歳に満たない子を育てる職員に対する次のような措置

(1)短時間勤務制度の積極的な活用

(2)所定外労働の免除制度の周知

③制度の円滑な取得と職場復帰後の支援

④ハラスメントの防止の徹底

時 期 平成31年4月1日から

目標2 子育て期の働き方に対する柔軟で、多様な労働条件への対応

対 策 育児介護休業法等の法改正に対応した諸規定を整備し子育て期の職員に対してその周知及び活用を促進します。

時 期 平成31年4月1日から

目標3 全ての職員の年次有給休暇の取得向上

対 策 年次有給休暇の取得状況を把握。計画的な取得に向けて全職員への周知を行う。

時 期 平成31年4月1日から